

平成 28 年 3 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

3月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第21号	八戸市立公民館長の委嘱について	1
議案第22号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について	3
議案第23号	八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について	5
議案第24号	八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	7
議案第25号	八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則の制定について	11
議案第26号	八戸市いじめ問題専門委員会規則の制定について	15
議案第27号	八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会規則の制定について	19
議案第28号	八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則を廃止する規則の 制定について	23
議案第29号	八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の 制定について	25
議案第30号	八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	29
議案第31号	八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	33

議案第21号

八戸市立公民館長の委嘱について
八戸市立公民館長に別紙の者を委嘱する。

平成28年 3 月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

八戸市立公民館長の委嘱期間満了に伴う後任の館長を委嘱するためのものである。

八戸市立公民館長

公民館名	氏名
小中野公民館	もり よしあき 森 喜明
白銀公民館	たけお りえ子 竹生 りえ子
鮫公民館	しまわき みちやす 島脇 通保
上長公民館	めざお しんいち 目澤 伸一
柏崎公民館	つるがい ちとし 鶴飼 千年
大館公民館	たかはし よしひさ 高橋 芳久
下長公民館	きくち たかはる 菊池 高晴
吹上公民館	あべ のりゆき 阿部 憲行
湊公民館	ごのへ やすお 五戸 保夫
是川公民館	あらかしき ひでとし 荒屋敷 秀俊
館公民館	かいふき けんいち 貝吹 賢一
根城公民館	にいやま まさゆき 新井山 雅行
三八城公民館	いしはし ちかお 石橋 元生
江陽公民館	かとう ただし 加藤 忠志
長者公民館	ふくだ ふみひろ 福田 文弘
田面木公民館	みかさ ひでこ 三笠 秀子
市川公民館	かねはま かねみつ 金濱 金光
南浜公民館	たんば かつとし 丹波 勝敏
根岸公民館	えど きよし 江戸 清
白銀南公民館	こだま よしみ 小玉 吉美
東公民館	くぼさわ まこと 久保澤 恂
白山台公民館	なかむら まさかつ 中村 政勝
南郷公民館	きむら あけみち 木村 明美智

任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

議案第22号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の委嘱について
八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長に別紙の者を委嘱する。

平成28年 3 月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館館長の任期満了に伴う後任の館長を委嘱するための
ものである。

別 紙

氏 名	ふるだて こうじ 古館 光治
-----	-------------------

任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

議案第23号

八戸市南郷歴史民俗資料館館長の委嘱について
八戸市南郷歴史民俗資料館館長に別紙の者を委嘱する。

平成28年 3 月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

八戸市南郷歴史民俗資料館の館長を委嘱するためのものである。

別 紙

氏 名	ほうしはま まさひろ 法師濱 雅宏
-----	----------------------

任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

議案第24号

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成28年 3 月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

市野沢小学校、中野小学校及び鳩田小学校を廃止し、南郷小学校を新設することに伴い、規定の整理をするためのものである。

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

八戸市教育委員会公印規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

八戸市立市野沢小学校印	八戸市立市野沢小学校之印	45	市野沢小学校長	
八戸市立市野沢小学校長印	八戸市立市野沢小学校長之印	18	市野沢小学校長	
八戸市立中野小学校印	八戸市立中野小学校之印	45	中野小学校長	
八戸市立中野小学校長印	八戸市立中野小学校長之印	18	中野小学校長	
八戸市立鳩田小学校印	八戸市立鳩田小学校之印	45	鳩田小学校長	
八戸市立鳩田小学校長印	八戸市立鳩田小学校長之印	18	鳩田小学校長	

を

八戸市立南郷小学校印	八戸市立南郷小学校之印	45	南郷小学校長	
八戸市立南郷小学校長印	八戸市立南郷小学校長之印	18	南郷小学校長	

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

八戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
公印の種類	様式	寸法（方 ミリメートル）	管理者	摘要	公印の種類	様式	寸法（方 ミリメートル）	管理者	摘要
(略)					(略)				
八戸市立南郷小学校 印	八戸市立南郷小学校之 印	45	南郷小学校 長		八戸市立市野沢小学 校印	八戸市立市野沢小学 校之印	45	市野沢小学 校長	
八戸市立南郷小学校 長印	八戸市立南郷小学校長 之印	18	南郷小学校 長		八戸市立市野沢小学 校長印	八戸市立市野沢小学 校長之印	18	市野沢小学 校長	
(略)					(略)				
					八戸市立中野小学校 印				
					八戸市立中野小学校 長印				
					八戸市立鳩田小学校 印				
					八戸市立鳩田小学校 長印				
					(略)				

議案第25号

八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成28年 3 月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

市野沢小学校、中野小学校及び鳩田小学校を廃止し、南郷小学校を新設することに伴い、規定の整理をするためのものである。

八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則

八戸市南郷教職員住宅規則（平成17年八戸市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「八戸市立市野沢小学校校長住宅」を「八戸市立南郷小学校校長住宅」に、

「		「						
<table border="1"><tr><td>八戸市立中野小学校ハツ役1号</td></tr><tr><td>〃 八ツ役2号</td></tr><tr><td>八戸市立鳩田小学校鳩田向1号</td></tr></table>	八戸市立中野小学校ハツ役1号	〃 八ツ役2号	八戸市立鳩田小学校鳩田向1号	を	<table border="1"><tr><td>〃 八ツ役1号</td></tr><tr><td>〃 八ツ役2号</td></tr><tr><td>〃 鳩田向1号</td></tr></table>	〃 八ツ役1号	〃 八ツ役2号	〃 鳩田向1号
八戸市立中野小学校ハツ役1号								
〃 八ツ役2号								
八戸市立鳩田小学校鳩田向1号								
〃 八ツ役1号								
〃 八ツ役2号								
〃 鳩田向1号								
」		」						

改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する

八戸市南郷教職員住宅規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1 (第2条、第6条関係)				別表第1 (第2条、第6条関係)			
名称	位置	建設年月	建坪	名称	位置	建設年月	建坪
八戸市立南郷小学校校長住宅	八戸市南郷大字市野沢字石窪32番地	平成2年9月	25.3	八戸市立市野沢小学校校長住宅	八戸市南郷大字市野沢字石窪32番地	平成2年9月	25.3
(略)				(略)			
〃 八ツ役1号	八戸市南郷大字中野字八ツ役14番地1	昭和32年10月	16.5	八戸市立中野小学校八ツ役1号	八戸市南郷大字中野字八ツ役14番地1	昭和32年10月	16.5
〃 八ツ役2号	八戸市南郷大字中野字八ツ役14番地2	昭和44年9月	20.5	〃 八ツ役2号	八戸市南郷大字中野字八ツ役14番地2	昭和44年9月	20.5
〃 鳩田向1号	八戸市南郷大字大森字鳩田向21番地2	昭和49年2月	15.0	八戸市立鳩田小学校鳩田向1号	八戸市南郷大字大森字鳩田向21番地2	昭和49年2月	15.0
(略)				(略)			

議案第26号

八戸市いじめ問題専門委員会規則の制定について
八戸市いじめ問題専門委員会規則を別紙のとおり制定する。

平成28年 3 月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

八戸市いじめ問題専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるためのものである。

八戸市いじめ問題専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）第3条の規定に基づき、八戸市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項のいじめの防止等のための対策に係る調査審議及び同法第28条第1項の重大事態に係る事実関係を明確にするための調査をし、その結果を答申する。

(組織)

第3条 専門委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的知識及び経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に召集すべき専門委員会の委員長の職務は、教育長が行う。

- 2 専門委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第7条 専門委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、教育指導課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営等関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第27号

八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会規則の制定について
八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会規則を別紙のとおり制定する。

平成28年 3 月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会の設置による八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館
条例の一部改正に伴い、史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会の組織及び運営等について必
要な事項を定めるものである。

八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例(平成23年八戸市条例第10号。以下「条例」という。)第10条第3項の規定に基づき、八戸市史跡是川石器時代遺跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、文化財等に関し専門的知識を有する者及び是川地区の代表者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、教育長が行う。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第5条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営等について必要な事項は、委員

長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第28号

八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則を廃止する規則の制定について

八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則を廃止する規則を別紙のとおり制定する。

平成28年3月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会を廃止するためのものである。

八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則を廃止する規則

八戸市史跡是川石器時代遺跡保存管理計画策定委員会規則（平成26年八戸市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第29号

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成28年3月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

北東北ウェルカムカードの廃止に伴い、観覧料の減免に係る規定の整理をするためのものである。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則（平成23年八戸市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1項ただし書中「第9号」を「第8号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により減免する観覧料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第3号から第8号までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により減免する観覧料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>北東北国際観光テーマ地区推進協議会が発行する北東北ウェルカムカードの提示を受けたとき 個人の観覧料の額から20人以上の団体の場合の1人当たりの観覧料の額を減じて得た額</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第3号から第9号までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

議案第30号

八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成28年3月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大庭文武

理 由

北東北ウェルカムカードの廃止に伴い、観覧料の減免に係る規定の整理をするためのものである。

八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市視聴覚センター条例施行規則（昭和55年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項ただし書中「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

八戸市視聴覚センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第12条 条例第13条の規定により減免する観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>2 観覧料の減免を受けようとする者は、科学館観覧料減免申請書(別記第8号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第3号から<u>第6号</u>までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第12条 条例第13条の規定により減免する観覧料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> <u>北東北国際観光テーマ地区推進協議会が発行する北東北ウェルカムカードの提示を受けたとき 個人の観覧料の額から20人以上の団体の場合の1人当たりの観覧料の額を減じて得た額</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>2 観覧料の減免を受けようとする者は、科学館観覧料減免申請書(別記第8号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第3号から<u>第7号</u>までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

議案第31号

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成28年 3 月23日 提出

八戸市教育委員会

委員長 大 庭 文 武

理 由

北東北ウェルカムカードの廃止に伴い、入館料等の減免に係る規定の整理をするためのものである。

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市博物館条例施行規則（昭和61年八戸市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第1項ただし書中「第9号」を「第8号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

八戸市博物館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入館料等の減免)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により減免する入館料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 入館料等の減免を受けようとする者は、入館料等減免申請書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6条第3号から第8号までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入館料等の減免)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により減免する入館料等の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>北東北国際観光テーマ地区推進協議会が発行する北東北ウェルカムカードの提示を受けたとき</u> 個人の入館料等の額から20人以上の団体の場合の1人当たりの入館料等の額を減じて得た額</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(減免の申請)</p> <p>第7条 入館料等の減免を受けようとする者は、入館料等減免申請書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6条第3号から第9号までの規定により減免を受けようとする者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>